用途地域の変更の概要について

用途地域の変更及び地区計画の原案につきましては、平成19年10月16日発行の「木地区まちづくりだ より(第5号)」で掲載しましたが、去る平成20年8月15日に用途地域の変更及び地区計画の決定について 流山市で告示されました。用途地域については下図のとおりです。地区計画については流山市のホームページ をご覧ください。

なお、用途地域の変更、地区計画についてのお問い合わせは、流山市役所都市計画部都市計画課にお願いし ます。

> 流山市役所都市計画部都市計画課 TEL 04-7150-6087

用途地域图





土地区画整理事業の業務支援

県では、土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、移転補償交渉等に係る業務の執行を目的とした委託 業務を発注しており、平成20年度までは昭和㈱が業務を行っていました。平成21年度からの委託業務に おいては、㈱URリンケージが行うこととなり、皆様とともに事業の推進を図りたいと考えています。今後は、 職員とともにお邪魔することもありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。 (㈱UR リンケージの担当は、村田、藤原、飯田、川井、徳山の5名です。)











土地区画整理事業について、ご不明な点等があり ましたら、お気軽にご相談ください。

※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護 のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

木地区換地課(換地等に関すること)

504-7150-4501

管理移転課(補償等に関すること)

304-7150-4507

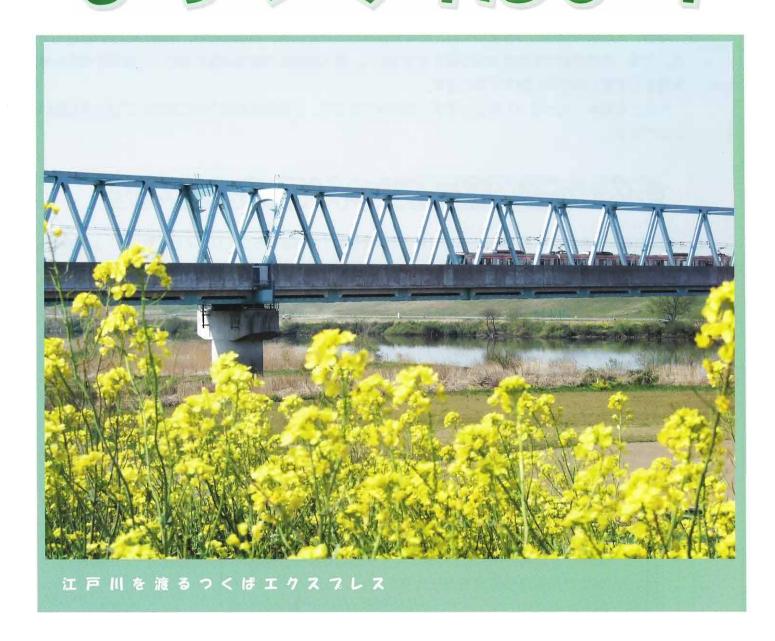
木地区工務課(工事等に関すること)

204-7150-4503

流山都市計画事業木地区 一体型特定土地区画整理事業

平成 21 年5月 26 日発行 発 行/千葉県東葛飾地域整備センター 流山区画整理事務所 **5**04 (7150) 4501

うづくは使より



千葉県東葛飾地域整備センター流山区画整理事務所

所長 森澄 雅夫

新緑の候、皆様にはますますご健勝のことと存じます。

千葉県住宅供給公社から千葉県に事業が移管され、今年度で5年目を迎えようとしております。この間、事業が順調に進められておりますことは、ひとえに地権者の皆様方のご協力の賜物と、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度におきましては、予算も順調に確保されたことから、大規模保留地を含めた67・70街区の整備工事及び右岸、左岸の調整池工事を重点的に行い、今年度中には完成する見込みとなりました。また、今年からはライフラインの本管が埋設される都市計画道路木流山線、木南流山線及び周辺街区の整備工事を進めてまいりますので、その節にはご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、大規模保留地につきましては、昨年分譲を行ったところ、残念ながら、応募がございませんでした。今後、経済情勢や不動産市況の推移を見ながら、購入希望者の意向把握に努め、分譲条件や販売時期を検討してまいりたいと考えております。

今後とも職員一丸となって努力してまいる所存ですので、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願い申 し上げます。

今後の整備計画についてのお知らせ

整備計画につきましては、平成18年6月27日発行の「木地区まちづくりだより(第2号)」で掲載し、 平成18年度~20年度の整備区域をお示ししたところですが、昨年度、整備計画の見直しを行いましたの で、右記「整備予定図」にてお知らせいたします。

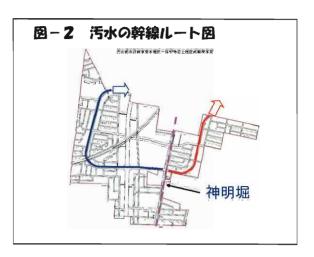
整備計画作成にあたっては、平成26年度完了を目標とし、次の事項を考慮して検討したものです。

基本的な考え方

- ① 地区内の浸水を防止するため、神明堀を挟んで両方向から雨水管の整備を進めます。
- ② ライフラインの本管が埋設される都市計画道路木流山線及び木南流山線の整備を 進めます(図―1、2)。
- ③ 既に宅地整備が完成している街区については、早期にライフラインが接続できるよう 道路整備を進めます。

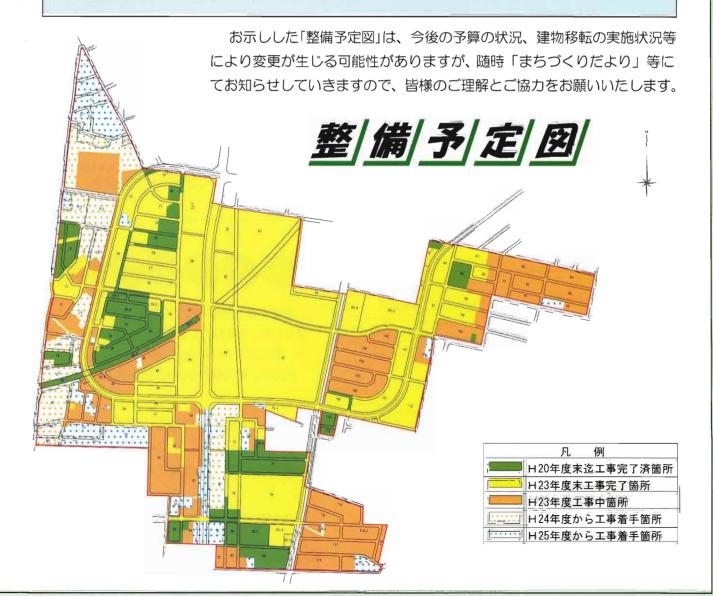
整備の進め方

- ① 調整池の工事が平成21年度に完了することから、雨水・汚水の幹線ルートである 都市計画道路の整備を急ぎます。
- ② 都市計画道路にかかっている家屋移転も併せて優先的に行うとともに、移転先の 宅地造成を先行的に行います。
- ③ 都市計画道路の雨水・汚水の幹線ルートに接続可能な都市計画道路周辺の宅地整備を行います。



整備計画

- ① 図面では直近3ヶ年(平成21~23年度)の整備区域を示しています。
- ② 平成24年度以降の工事着手箇所については、概ねの着手時期を示していますが、 まとまったエリアとして基盤整備が可能となったところから着手していきますので、 着手時期は前後することがあります。



その結果、当面3ヶ年を基本として整備の方向を固め、概ね3ヶ年毎に見直ししていくこととしました。